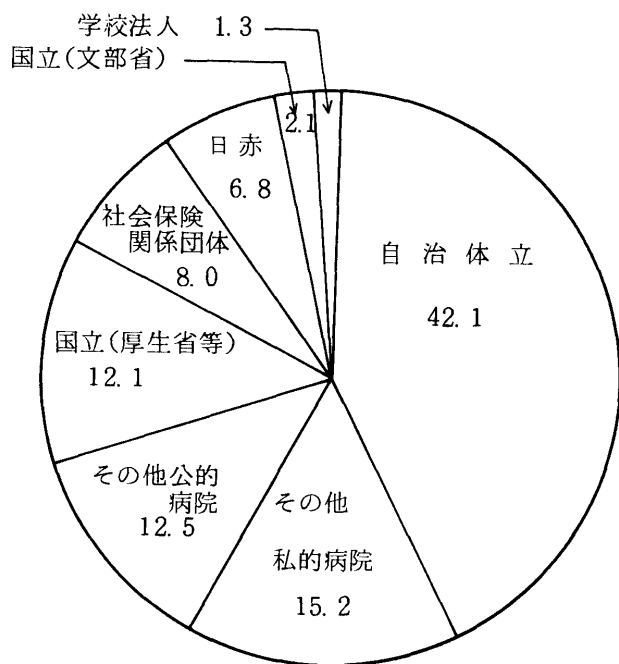


〔第1部〕 産科病棟・助産婦の実態

I 施設の概況

1. 設置主体

「自治体立」病院が42.1%を占め一番多かった〔図I-1〕。全国の産（婦人）科を有する病



〔図I-1〕 設置主体 (単位%)

〔表I-1〕 全国の産（婦人）科を有する病院の設置主体割合

設置主体	(%)
自治体立	25.0
学校法人 その他私的	55.6
その他公的	5.8
国立	6.7
社会保険 関係団体	3.9
日赤	3.0
計	100.0

厚生省「医療施設調査」昭和53年より

院と比較すると、本調査では「自治体立」病院の占める割合が高い。また、「学校法人」の施設数は全国でも少ないことを考慮すると、「その他私的病院」の占める割合が低い〔表I-1〕。本調査をみる場合、以上の点を考慮されたい。

2. 施設の類型

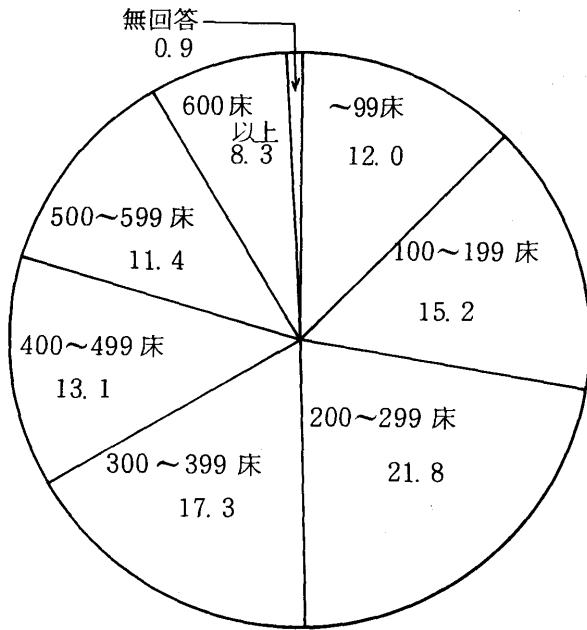
病院を「産（婦人）科のみを標榜する病院」(以下「産院」と略す)、「総合病院」¹⁾、「その他の病院」の三つに分けて調査した。本調査では、「産院」を集計より省いたため、「総合病院」が76.5%を占め、残りが「その他の病院」であった。「産院」を除いて全国の産（婦人）科を有する病院をみると、「総合病院」の割合は33.7%²⁾であるので、本調査では「総合病院」の割合が高いことを注意されたい。

3. 許可病床総数

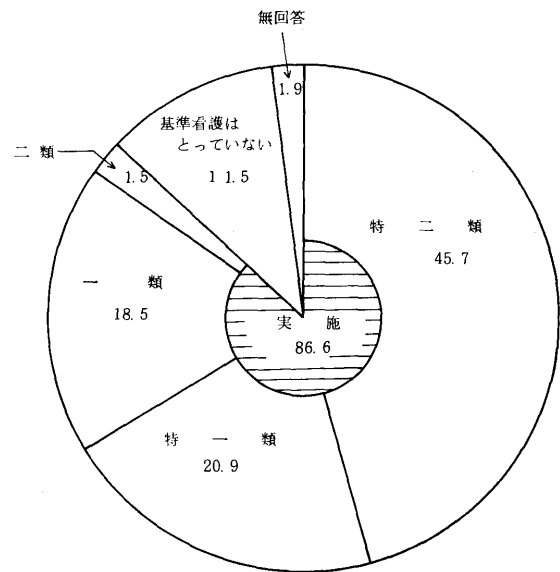
施設全体の許可病床総数は、200～299床のところが一番多く21.8%を占めている〔図I-2〕。全体の平均許可病床総数は、333.5床である。

設置主体別に許可病床総数の平均をみると大学病院である「学校法人」「国立（文部省）」では多く、「その他私的病院」では少ない〔表I-2〕。

施設の類型別に許可病床総数の平均をみると、「総合病院」の方が「その他の病院」より大きい。「その他の病院」で400床以上の施設は皆無であった。



〔図 I - 2〕 許可病床総数 (単位%)



〔図 I - 3〕 基準看護実施状況 (単位%)

〔表 I - 2〕 設置主体別平均許可病床総数

設置主体	平均許可病床総数
国立(厚生省等)	397.7 (床)
国立(文部省)	586.5
自治体立	310.6
日赤	461.1
社会保険関係団体	345.2
その他公的病院	297.7
学校法人	700.0
その他私的病院	248.1
全体	333.5

4. 基準看護の実施状況

全施設の 86.6% が基準看護を実施しており、特に「特二類 (2.5 : 1)」をとっている施設が多い〔図 I - 3〕。

設置主体別にみると、「その他私的病院」の基

準看護実施率が一番低くて 67.5% である。

全国調べの基準看護実施率と比較すると、本調査では基準看護をとっている施設が非常に多いことを注意されたい〔表 I - 3〕。特に、「その他私的病院」は、本調査では実施率が一番低い为全国調べに比べると格段に高い。

〔表 I - 3〕 設置主体別基準看護実施率

設置主体	本調査 (%)	全国調べ* (%)
国立(厚生省等)	93.8	66.7
国立(文部省)	92.0	
自治体立	88.3	61.6
日赤	100.0	89.0
社会保険関係団体	100.0	97.9
その他公的病院	78.8	69.2
学校法人	100.0	22.2
その他私的病院	67.5	
全体	86.6	32.9

*厚生省保険局調べ (S 50) より

施設の類型別に基準看護の実施率をみると許可病床総数の多い総合病院では、94.4%が実施しているのに比べ、「その他の病院」では60.9%に過ぎない。

5. 未熟児養育医療機関の指定³⁾

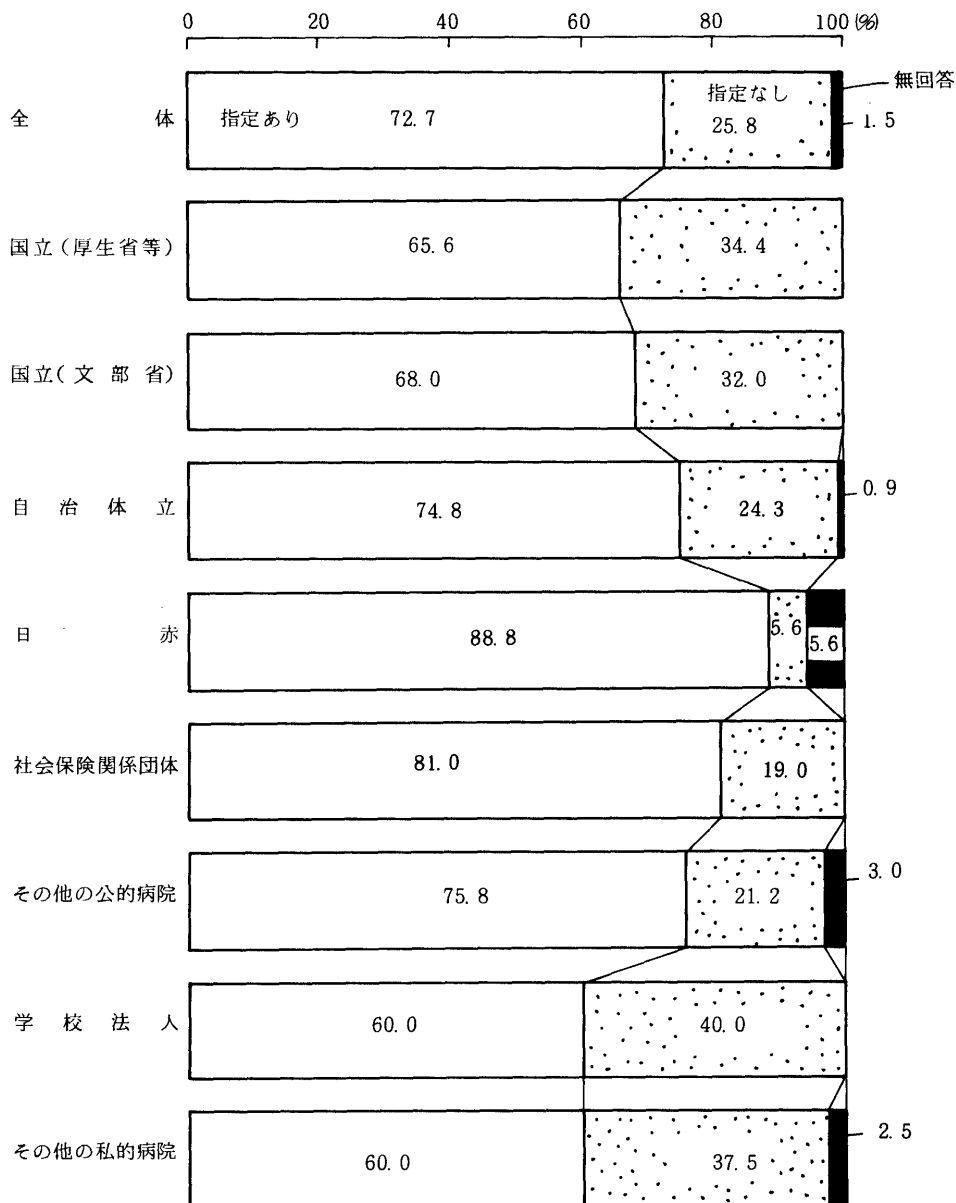
本調査では、全体の72.7%の施設が指定を受けている。

設置主体別にみると、「日赤」は指定を受けてい

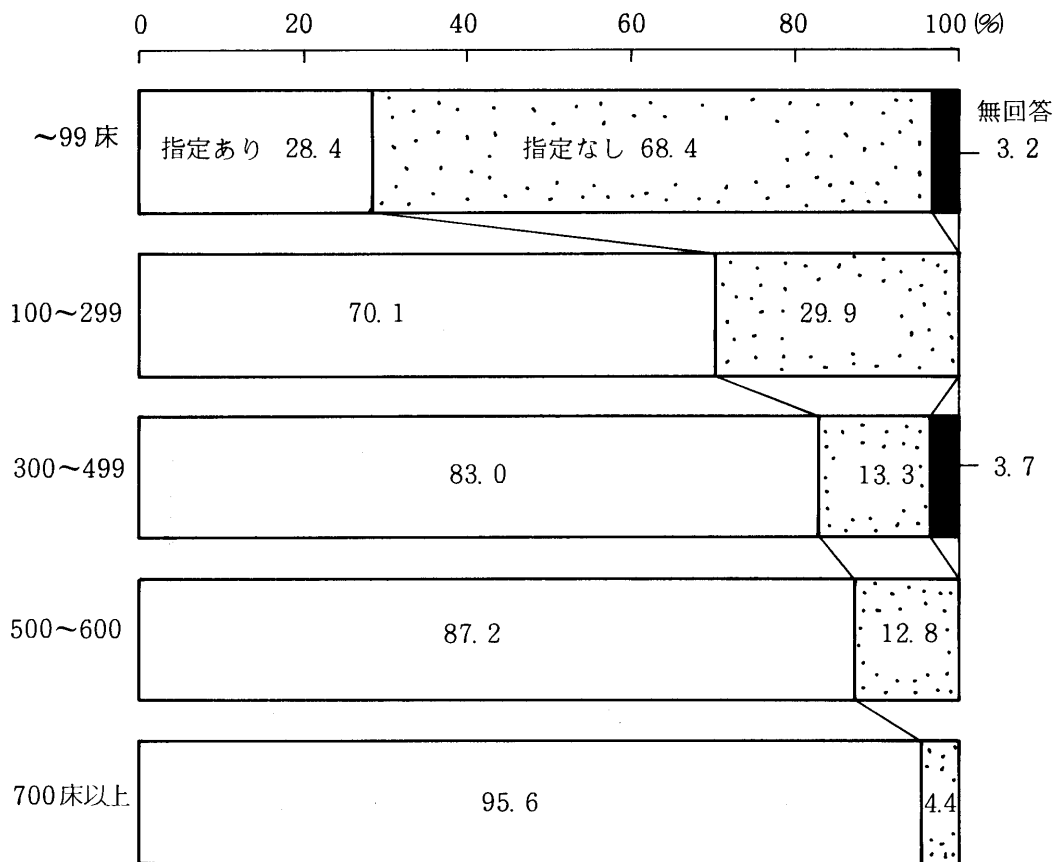
る率が一番高く88.8%であり、「その他私的病院」が一番低く60.0%の指定である〔図Ⅰ-4〕。

許可病床総数別では、病床数が多くなるほど指定を受けているところが多い〔図Ⅰ-5〕。

施設の類型別にみると「総合病院」は80.0%が指定を受けており、「その他の病院」に比べて多い。総合病院については病医療施設調査（昭和51年）でも、77.8%が指定を受けており、同じ様な割合を示している。



〔図Ⅰ-4〕 設置主体別未熟児養育医療機関の指定



〔図 I - 5〕 許可病床総数別未熟児養育医療機関の指定

6. ハイリスク新生児の受け入れ体制

養育医療を必要とする未熟児のために、母子保健法では、指定養育医療機関制度を設けているが、指定機関の具備すべき基準では、先天性心疾患等⁴⁾のあるハイリスク新生児に必ずしも対応できない。

そこで、ハイリスク新生児を受け入れるための体制が整っている施設がどの程度あるか調査した。

その結果、受け入れ体制があると答えた施設が41.1%であった。

未熟児養育医療機関との関係では、指定機関に受け入れ体制ありと答えた施設が多く53.1%であった。

ただし、本調査では受け入れ体制の基準を明示していない。

7. 産（婦人）科以外の科にいる助産婦数

助産婦が、産科関係以外の科で業務につくことについては、助産婦の間でも様々な意見がある。

そこで、実際に産（婦人）科以外の科に助産婦がどの程度配置されているかを調査した。

その結果、他科に助産婦のいる施設は61.6%であった〔表 I - 4〕。この施設では、1施設当たり平均3.9人の助産婦が他科にいる。

設置主体別にみると「国立（厚生省等）」では、

〔表 I - 4〕産(婦人)科以外の科にいる助産婦数
区分百分率

産(婦人)科以外の助産婦数	(%)
い ない	37.2
1～4人	48.9
5～9人	9.0
10～14人	2.4
15～19人	0.8
20～24人	0.5
不 明	1.2
計	100.0

他科に助産婦のいる施設が 84.4 % と多く「その他私的病院」では、47.5 % と少ない。

施設の類型別では診療科目、許可病床総数の多い「総合病院」において他科に助産婦のいる施設が 67.5 % と多い。

注

- 1) 調査票の記入の手びき参照
- 2) 病院要覧(厚生省医務局編集 1976 年版)より
- 3) 養育医療の給付を適切に行なうためには、一定の条件を具備した医療機関を必要とするため、母子保健法では指定養育医療機関制度を設けている。指定養育医療機関の具備すべき基準は、おおむね次のとおりとされている。
 - (ア) 産科または小児科を標ぼうしていること。
 - (イ) 独立した未熟児用の病室を有すること。
 - (ウ) 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。
 - (エ) 未熟児養育に習熟した医師及び看護婦を適当数有すること。
 - (オ) 以上のほか、未熟児移送の危険性にかんがみ、できる限り救急用自動車ないし乗用車、移送用保育器及び酸素吸入装置の設備を有し、収容未熟児の移送を担当することができるものであること。
 (厚生省児童家庭局母子衛生課編「母子保健法の解釈と運用」より)
- 4) 高危険新生児、要注意新生児ともいわれる。例えば①単一臍帯動脈、あるいは何か一つ重篤な奇形を持ったもの ②生下時の一般状態が悪かったもの(アプガ一点数1分値0～4点)、蘇生術を必要としたもの ③生下時体重2500g以下のもの等の特殊ケアを必要とする新生児を幅広くさす概念。
(室岡一著「周産期・産婦人科の治療と看護技術」より)